

意見書

平成17年3月1日

情報通信審議会

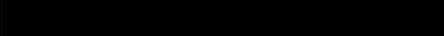
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304

住 所 とうきょうとみなとくひがししんばし ちょうめ ばん ごう
東京都港区東新橋一丁目9番1号

氏 名 そふとばんく びーびーかぶしきがいしゃ
ソフトバンクBB株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし
代表取締役社長 孫 正義

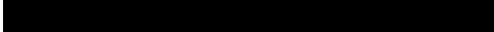
メールアドレス： 

郵便番号 105-7316

住 所 とうきょうとみなとくひがししんばし ちょうめ ばん ごう
東京都港区東新橋一丁目9番1号

氏 名 にっぽん てれこむ かぶしきがいしゃ
日本テレコム株式会社

だいひょうしつこうやくしゃちょう くらしげ ひでき
代表執行役社長 倉重 英樹

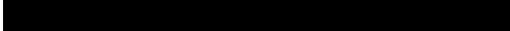
メールアドレス 

郵便番号 111-8016

住 所 とうきょうとみなとく だいば ちょうめ ばん ごう
東京都港区台場二丁目3番1号

氏 名 にほん てれこむ ・ あいでいーしー かぶしきがいしゃ
日本テレコム・アイディーシー株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう かさい かずひこ
代表取締役社長 笠井 和彦

メールアドレス 

情報通信審議会議事規則第5条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成17年1月31日付け情審通第11号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙の通り意見を提出します。

別紙

<はじめに>

このたび、N T T西日本殿接続約款の変更案(番号ポータビリティ受付システムの機能提供)について、意見を提出する機会を与えていただいたことに対して厚く御礼申し上げます。以下に弊社の考えを述べさせていただきますので、お取り計らいのほどよろしくお願い申し上げます。

<本論>

従来、F A Xにより行われてきた番号ポータビリティ受付業務が、オンライン化されることは、作業の省力化・迅速化が期待でき、歓迎いたします。

しかしながら、本機能は従来の業務フロー(申込書の授受・確認・登録)の一部をシステム化したものであり、その開発に関する機能料が設定される一方、ルーティング番号登録工事費(及び削除工事費)については見直しが行われておりません。

したがって、弊社としましては、本機能の提供による業務フロー全体の効率化を適正に反映し、登録工事費の低廉化を実施すべきと考えます。

なお、N T T西日本殿からは、ルーティング番号登録工事費の作業時間に変動が生じた場合は、実績を踏まえて平成17年接続料改定時に必要な見直しを実施し、本システムの利用開始時に遡及して適用する旨のご説明をいただいておりますが、接続約款において規定されていないことから、その旨を明記すべきと考えます。

以上